様式第１別記２

年　　月　　日

犬猫等健康安全計画

氏　　　　　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住　　　　　　所　〒

電話番号

犬猫等の繁殖を行うかどうか　　□ 繁殖を行う　　□ 繁殖を行わない

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 計　画　の　内　容 |
| １　幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備 |   |
| ２　販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い |   |
| ３　幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法 |   |

備　考　この書類の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

|  |
| --- |
| １　幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備犬猫等健康安全計画　別紙 |
| ① 事業者における幼齢の犬猫の管理体　　制 | □　従業員によって、幼齢の犬猫の健康状態について次の頻度で確認を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| □　毎日 | 　 回 |
| □　その他（　　　　　　　　　　 ） |

|  |
| --- |
| □　動物の数及び状態の点検台帳 |
| □　その他（　　　　　　　　　　 ） |

□　幼齢の犬猫の健康状態を以下の台帳に記録し、従業員間で共有する。

|  |
| --- |
|  |

□　その他 |
| ② 獣医師等との連携 | □　かかりつけ獣医師（動物病院）は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 動物病院名　 |
| 住所　　　　 |
| ２ | 動物病院名 |
| 住所 |

□　その他

|  |
| --- |
|  |

 |
|  |  |
| ２　販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い |
| ①　譲渡先や飼養施設等の確保 | □　希望者を募集し、無償で譲渡する。□　従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。□　系列店舗と協力して譲渡会を開催する。□　動物愛護団体と協力して譲渡先を探す。□　店舗に専用の飼養施設を設け、終生飼養する。

|  |
| --- |
|  |

□　その他 |
| ②　需給調整　　等 | □　系列店舗と犬猫等の頭数を調整しあう。□　繁殖数を抑制する。□　仕入れ数を抑制する。□　その他

|  |
| --- |
|  |

 |
|  |  |
| ３　幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖、展示方法 |
| ①　幼齢の犬猫等の飼養及び保管方法 | □　生後　　　　日までの間は、親兄弟等と共に飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。□　親兄弟と共に十分な広さのケージ等で飼養する。□　疾病にり患した疑いがある場合には、個体ごとに隔離して獣医師の診断を受ける。なお、隔離用のケージは常備する。□　ケージ等の清掃は１日に１回以上行う。□　ケージ等の消毒は週に１回以上行う。□　施設基準に合致した運動スペースで、３時間以上自由に運動させる。□　生後９１日齢を超えた犬については、３０日以内にかかりつけ動物病院で狂犬病予防注射を受け、保健所等で登録及び注射済票発行の手続きを行う。□　幼齢の犬猫等については、かかりつけ獣医師が判断する適切な時期にワクチン接種等、疾病の予防措置を行う。□　マイクロチップ装着の目的や所有者情報の登録及び更新の方法について購入者に説明する。□　他の施設から導入した犬猫等は、他の個体とは別のケージ等において観察し、感染症のおそれが無いことを確認する。□　その他

|  |
| --- |
|  |

 |
| ②　繁殖方法※繁殖を行わない場合は空欄 | □　犬：雌の生涯出産回数は６回まで、交配時の年齢は６歳以下とする（７歳に達した時点で生涯出産回数が６回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は７歳以下とする）。□　猫：雌の生涯出産回数は１０回まで、交配時の年齢は６歳以下とする（７歳に達した時点で生涯出産回数が１０回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は７歳以下とする）。□　年間複数回繁殖に供する場合には、事前にかかりつけ獣医師の判断を仰ぐ。□　帝王切開を行う場合は獣医師に行わせ、出生証明書及び母体の状態と今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受ける。□　遺伝性疾患等の問題が生じる可能性が高い組み合わせによる繁殖は行わない。□　出生後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。□　その他

|  |
| --- |
|  |

 |
| ③　幼齢の犬猫等の展示方法 | □　午後８時から午前８時までは犬猫等の展示を行わない。□　　　　時間以上連続した展示は行わない。□　展示時間中は　　　　　ごとにおおむね　　　　　　休憩させる。□　毎日、展示前に健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。□　顧客に対し、ケージ等を叩かない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。

|  |
| --- |
|  |

□　その他 |